



公益財団法人日本アイスホッケー連盟

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）評議員、役員等、委員会委員、職員等の関係者（以下「役・職員」という。）及び会員の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員及び会員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本連盟定款第4章に規定する評議員、同第6章に規定する役員、同第9章に規定する事務局員、並びに本連盟定款施行細則第20条に規定する顧問及び参与、同第21条に規定する専門委員会委員をいい、会員とは、本連盟定款施行細則第33条に規定する会員をいう。

(役・職員及び会員の基本的責務)

第3条 役・職員及び会員は、本連盟定款第条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員及び会員の遵守事項)

第4条 役・職員及び会員は、暴力、セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 役・職員及び会員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員及び会員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員及び会員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役・職員及び会員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。本連盟又はアイスホッケーの品位を汚し、あるいは、本連盟に損害を与える行為を行ってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に



定める。

(役・職員及び会員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役・職員及び会員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者(担当理事)は直ちに調査を開始する。調査の結果、役職員及び会員がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は厳正に必要な措置をとるものとする。

2. 前項の役・職員及び会員に関する対処は、本連盟懲戒規程、職員就業規則その他本連盟規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年3月1日から施行する。

2. 平成27年9月26日 改定